

法 令

M K 生

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

◎土地收用事業認定

◎内務省告示第五百十二號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ
爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年九月二十日

内務大臣 安井英二

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ
爲スベキ國道ノ區間ヲ一部變更シ昭和十五年四月内務省告示第二
百四十四號中「福井縣敦賀市大字三島」トアルヲ「福井縣敦賀市
大字津内」ニ改ム

内務大臣 安井英二

昭和十五年九月二十八日

路線名 區
一號 静岡縣庵原郡補師村地内 昭和十五年九月二十日

(参照)

◎内務省告示第五百三十一號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ
爲スベキ國道ノ區間ヲ一部變更シ昭和十五年四月内務省告示第二
百四十四號中「福井縣敦賀市大字三島」トアルヲ「福井縣敦賀市
大字津内」ニ改ム

（参照）

昭和十五年四月十八日内務省告示第二百四十四號ハ新設又ハ改築

ヲ爲スペキ國道路線名等ノ件ナリ

昭和十五年十月九日

内務大臣 安井英二

◎内務省告示第五百四十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ

爲スペキ國道路ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

道府縣

起業者

事業種別

起業地

名

認定月日

大阪阪

大阪府

知事

道

路

改

築

大阪府中河内郡矢田天美村地内

九、一九

滋賀島

滋賀島

島

縣

新

設

滋賀縣犬上郡大瀧村地内

九、二一

滋賀島

滋賀島

島

縣

新

設

滋賀縣犬上郡大瀧村地内

九、二一

京濱地下鐵道

株式會社

京濱地下鐵道

株式會社

新

設

大阪阪

大阪府

知事

道

路

改

築

大阪府中河内郡加美村地内

兵庫縣神戸市革合區熊内橋通七丁目地内

兵庫縣神戸市革合區熊内橋通七丁目地内

兵庫縣神戸市革合區熊内橋通七丁目地内

兵庫縣神戸市革合區熊内橋通七丁目地内

大阪阪

大阪府

知事

道

路

改

築

大阪府中河内郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

大阪阪

大阪府

知事

道

路

改

築

大阪府中河内郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

大阪阪

大阪府

知事

道

路

改

築

大阪府中河内郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

大阪阪

大阪府

知事

道

路

改

築

大阪府中河内郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

兵庫縣川邊郡立花村稻町村地内

法
令

令

臣

臣

臣

置

新

湯

鐵

道

電

氣

一〇、八

路線名
自京都府舞鶴市上安昭和十五年十月十日
三十四號至同府東舞鶴市餘部上

二

一一九

一一〇、五

大阪

大阪

岡山

改

建築

建築

岡山縣南河内郡天見村地内

一〇、一五

神奈川

神

奈

改

建築

建築

神奈川縣川崎市井田杉山町地内

一〇、一六

◎土木地方債許可概要

許可月日

許

可額

目的

團體名

道府縣

九、四

七〇、〇〇〇圓

旱害救濟土木費

愛媛縣

本縣

九、九

四〇、〇〇〇

災害防除施設費

鹿兒島縣

熊本縣

二一八、三〇〇

昭和十四年災害復舊費

宮崎縣

大分縣

三〇、七〇〇

昭和十三年災害復舊費

熊本縣

熊本縣

七〇、〇〇〇

上水道擴築費

鹿兒島縣

鹿兒島縣

六三、〇〇〇

都市計費街路事業費

熊本縣

熊本縣

四三八、〇〇〇

旱害救濟事業費

宮崎縣

宮崎縣

二二二、六〇〇

災害復興都市計畫土地區劃整理事業費

鹿兒島縣

鹿兒島縣

四〇、〇〇〇

災害應急費

熊本縣

熊本縣

四三、四〇〇

都市計畫街路事業費

鹿兒島縣

鹿兒島縣

四〇、〇〇〇

昭和十三年災害復舊費

鹿兒島縣

鹿兒島縣

木屋川利水事業費
寄附金

香川縣

山口縣

三重縣	横濱市	山口縣	神奈川縣
大分縣	名古屋市	福岡縣	
鹿兒島縣	同山口縣	山口縣	
滋賀縣	滋賀縣	愛知縣	
新潟縣	新潟縣		
愛媛縣			
秋田縣			
福井縣			
山口縣			
小倉市			
同賀縣			
同大分縣			
同鹿兒島縣			
同新潟縣			
同愛媛縣			
同秋田縣			
同福井縣			
同山口縣			
同小倉市			
同同賀縣			
同同大分縣			
同同鹿兒島縣			
同同新潟縣			
同同愛媛縣			
同同秋田縣			
同同福井縣			
同同山口縣			
同同小倉市			
同同同賀縣			
同同同大分縣			
同同同鹿兒島縣			
同同同新潟縣			
同同同愛媛縣			
同同同秋田縣			
同同同福井縣			
同同同山口縣			
昭和十三年災害復舊費			
昭和十三年災害復舊費			
昭和十四年災害復舊費			
土砂扦止費			
道路改修費			
昭和十三年災害復舊費			
上水道擴張費			
五〇〇,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	九九,〇〇〇
九、二七	九、二六	九、二五	九、一九
法 令			
昭和十三年災害復舊費			
同			
府縣道改良費負擔金			
道路改良費			
都市計畫街路事業費			
佐田岬漁港修築費			
昭和十三年災害復舊費			
男鹿地方震災復興費			
橋梁架替費			
道路並下水道新設費			
旱害對策費			
災害防除施設費			
阿久根港修築費			
蛤良川改修費			
土砂扦止費			
昭和十三年災害復舊費			
道路擴張費			
五〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
九、二六	九、二五	九、二四	九、一七
五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
六一、六〇〇	六一、六〇〇	六一、六〇〇	六一、六〇〇
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
三六五、五〇〇	三六五、五〇〇	三六五、五〇〇	三六五、五〇〇
九、二七	九、二六	九、二五	九、一九
七七七、八〇〇	七七七、八〇〇	七七七、八〇〇	七七七、八〇〇
六一、六〇〇	六一、六〇〇	六一、六〇〇	六一、六〇〇
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇
九、一九	九、一九	九、一九	九、一九

二〇〇、〇〇〇

九、三〇

二四、〇〇〇

四〇〇、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇

二〇七、〇〇〇

都市計画路面改良工事費
岩松川改良費
工業用水施設事業費
土木災害復舊費
砂防工事費

小倉市 福岡縣
愛媛縣
秋田縣
宇和島市
鹿兒島縣
愛媛縣
岡山縣

北海道廳

根室拓殖軌道_函_舞_石_間_工_事_着_手_及_{竣工}_期_限_延_期_許_可

根室拓殖軌道株式會社申請に係る自花咲郡齒舞村字齒舞四一至

同郡同村大字語諸滑村字島戸石一五八は昭和十四年八月二十三日

附監第二六四〇號を以て工事着手及竣工期日延期の件許可せし

處、建設資材の入手困難及労力の不足とに依つて今回更に大々一
ヶ年延期せむとするものにして、工事着手期限は昭和十六年九月
三日迄又工事竣工期限は昭和十七年三月三日迄延期するもとし
て、九月二十五日監第二、三六三號を以て内務、鐵道兩大臣より認
可せらる。

大沼電鐵 橋梁工事方法變更認可

大沼電鐵株式會社申請に係る大沼起點七糠一九二米一五、沼尻

東京府

東京地下鐵道(城東線) 電氣工事方法變更認可

士別軌道 橋梁工事方法變更認可

士別軌道株式會社申請に係る士別起點四、六二四米八五の個所
に架設の橋梁は現在木橋なるが、軌道橋梁保安強化と流水時に於
ける流水の圓滑の爲鋼製桁に改良せむとするものにして本工事は
夜作業し一日にして架設するものにして、假設工事の必要なきも
のとして十月二日監第二五一一號を以て内務、鐵道兩大臣より認
可せらる。

東京地下鐵道株式會社申請に係る城東線電車用第一受電地點

鐵道兩大臣より認可せらる。

(錦糸町變電所)第三受電地點(小松川變電所)の内第一受電地點

東京市電 豊澤停留場附近軌道工事方法變更認可

及錦糸町變電所を江東橋營業所構内に移轉(江東橋變電所と改稱す)同時に、之に伴ふ架空饋電線路の一部及事業用附帶設備關係變更せむとする件は十月二日監第二四四一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京地下鐵道 東線軌道 電氣假設工事認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る小松川變電所同期迴轉變流機故障の爲、電車用電力を東京市電氣局より供給を受けむとするものにして、尙之に對する應急施設を爲さむとする件本假設物の

使用期は昭和十五年十月三十一日迄とし、九月十九日監第二四二

四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 廣尾 橋下間軌道假設工事認可

東京市申請に係る昭和十四年十二月十九日監第三七六五號認可自赤十字病院下、至廣尾橋間工事方法變更の件は都市計畫道路新設に伴ひ併用軌道に變更の計畫なりし處、右道路は一道完成し、殘工事は時局下起債並資材の關係上急速施行困難なるに付一般交通の開始を考慮し、右區間中一部に假設工事を施行し、軌道運轉を實施せむとするものなり。然して右假設物使用期限を昭和十八年三月三十日迄とし、九月十九日監第二四二一號を以て内務、鐵道兩

東京市申請に係る本停留場附近軌道工事方法變更認可
東京市申請に係る本停留場個所は車道の幅員狹少なるため諸車輪轍し、電車の乗降困難の實情にあるを以て今般歩車道境界の改善を爲さむとするも之に伴ひ、鐵柱の移轉安全地帶の新設並單線架空運轉區間の延長の爲、軌道に歸線並埋設物絶緣施設を施行せむとする件は九月十九日監第二、三七四號を以て内務、鐵道兩

大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 立會川停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る立會川停留場は驛附近に於ける產業振興に伴ひ乗降客激増し、乗降の際混雜甚しきを以て之が

緩和の爲、停留場中心軒程を三十米品川寄に移動し、乗降場の擴張並構内の改良工事施行せむとする件は九月十九日監第二、三二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 大森山谷停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大森山谷停留場は、最近乗客の增加著しく之が混雜緩和の爲、乗降場の擴張其他に就て乗降客の利便の爲に工事方法變更せむとする件は十月八日監第二六七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

西武鐵道

阿佐ヶ谷宗間軌道線路及工事方法變更並特別設計許可

西武鐵道株式會社申請に係る東京府施行青梅街道の一部自杉並區阿佐ヶ谷、至同區成宗間道路擴築に伴ひ軌道位置變更せむとする所本件は將來複線に變更する計畫なる爲、現單線軌道は道路の片側に偏し、敷設せむとするを以て軌道建設規程第八條の例外に因り特別設計として許可するものとし、十月八日監第二、六三二號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道線路及工事方法變更認可し、特別設計の件許可せらる。

神奈川縣

京濱電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る東京、川崎及横濱の三大都市

工業中心地帶を連絡する該軌道は時局產業の發展に伴ひ、關係方面利用者の増加夥しく、其の輸送量も朝夕の輻輳時に於ては混雜甚しく、從業員の不斷の緊張と努力も定時運轉に困難を來すのみならず、在來の小型車輛にては輸送不可能なるを以て、今般輸送力擴充の爲各停留場の諸設備の改良工事と相俟て、收容人員大なる地方鐵道法車輛定規に依る車輛を運轉し、輸送の圓滑を計らむとするものにして既設橋梁を新車輛荷重に耐ゆる強度に補強工事を施行せむとする件は十月一日監第二八六六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 川崎大師停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大師支線川崎大師驛は鶴見臨港鐵道軌道線廢止に伴ひ、工事方法の變更を爲さむとする件は九月十九日監第二三一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる

京濱電氣鐵道 鶴見市場外三停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る鶴見市場停留場外三停留場は附近一帶の發展に依り乗降客激増し、混雜甚しきを以て之が緩和の爲、工事方法の變更をなきむとする件は十月二日監第二、三一九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 八丁畷停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點一三糸一五〇米、八

丁駅停留場は近時附近一帯の産業發展に伴ひ乗降客激増し、混雑甚しきを以て之が緩和の爲、乗降場の擴張工事をなさむとするの件は十月七日監第二六八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る本線品川起點一九糸二三八

京濱電氣鐵道 横濱停留場設計變更認可

米、子安停留場は最近乗降客增加し、混雜甚しきを以て今般下り乘降場を上り乗降場と對向式に改造すると共に、工事方法を變更せむとするの件は十月七日監第一、六三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 子安停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る本線品川起點一二糸二三四・七、

横濱停留場に於ける側線乗降場は從來一輛停車の延長なりし處、連結車を收容し得る様變更せむとするの件は十月十六日監第二八六三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

江ノ島電氣鐵道 動道工事方法變更認可

京濱電氣鐵道 花月園前停留場設計變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る江ノ島、谷戸間併用區間藤澤起點三糸五四五米より同起點四糸〇二五米に至る延長四八〇米の軌道路面鋪裝は敷石張にして經年磨損の爲、保守困難に付之を撤去しアスファルト鋪裝に變更せむとするの件は十月七日監第二六三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 花月園前停留場設計變更認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點一六糸一二六花月園前停留場は最近乗降客增加し、混雜甚しきを以て乗降場の擴張並に同構内踏切道を地下道に改造せむとするの件は十月七日監第

二、六一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京濱電氣鐵道 花月園前停留場設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る品川起點一六糸一二六花月園前停留場は最近乗降客增加甚しきを以て、混雜の緩和を計らむ

が爲乗降場の擴張並同構内踏切道を地下道に改造し、運輸の圓滑を期せむとするの件は十月七日監第二六一二號を以て内務、鐵

金石電氣 拙當證書記載事項並元利支拂豫算變更認可

金石電氣鐵道株式會社申請に係る昭和三年十一月五日監第三、

産業振興に伴ふ乗降客の增加甚しきを以て、混雜の緩和を計らむ

が爲乗降場の擴張並同構内踏切道を地下道に改造し、運輸の圓滑を期せむとするの件は十月七日監第二六一二號を以て内務、鐵

付元利支拂豫算書を變更せむとするの件は十月三日監第二、六一

八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福井縣

福武電氣鐵道 軌道線所屬電動客車直通運轉認可

福武電氣鐵道株式會社申請に係る昭和十五年二月二十九日鐵道省監第四九〇號認可地方鐵道線用電動客車一輛を軌道線に直通運轉し、沿線附近兵營に出入する兵士並一般乗客の激増は現在車輶を以てしては到底圓滿なる運轉を期し難きのみならず、修理検査の豫備もなき様にて運轉の保安を期し難く、仍て之が緩和を圖らむとする本鐵道線所屬電動客車直通運轉の件は昭和十五年九月

十九日監第二、三八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり

愛知縣

名古屋市營 築地變電所新設認可

名古屋市申請に係る築地港方面は工場地帶として發展し、特に愛知時計電機株式會社に於ては、海軍支援の下に稻永地内に大軍需工場の新設を見る事となり、之等多數從業員の輸送對策として

前記申請の工事と關聯し、築地變電所を新設以て時局交通の圓滑を期せむとするの件は十月七日監第二、六三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

名古屋市營 軌道線路及工事方法變更認可

名古屋市申請に係る昭和十四年二月十六日附監第二三三號を以

て認可の大江線内田橋南陽通り八丁目間軌道工事方法書中、自内田橋起點二、三一〇軒至終點間は都市計畫一等大路第三類第四十ニ號線の路線一部中心變更（内務省告示第百五十七號）になりたるを以て之に一致せしむる様變更せむとす、尙該路線終點にあり

ては朝夕工場從業員の「ラツシニ」の爲僅少なる時間に多數の車輛操車の圓滑を期する必要上、涉線を原設計より一ヶ増設せむとするものなるが、右は十月七日監第二、六八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京都府

京都市營 軌道假設物使用期限延期認可

京都市申請に係る伏見線假設物使用期限は昭和十五年六月三十日迄の處、勧進橋復舊工事は京都府に於て施行の鴨川改修工事未完成の爲着工難に付更に一ヶ年（昭和十六年六月三十日迄）延期せむとする假設物使用期限延期の件は昭和十五年十月七日監第二六八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神電氣鐵道 軌道工事竣工期限延期許可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大阪驛前延長線並現在營業線出入橋、梅田間變更工事中未竣工殘部工事竣工期限は昭和十五年五月三十一日迄の處、昭和十四年三月十二日一部竣工後極力殘部

工事の進捗に努めたるも建設資材の入手遅延と労力不足並電力制限等の爲齟齬を來し延期の已むなきに至りたるため、更に一ヶ年（昭和十六年五月三十一日迄）延期せむとする軌道工事竣工期限

延期の件は昭和十五年十月一日監第二、〇八八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

大阪市營 軌道保安装置設置認可

大阪市申請に係る南北線大阪驛前に電磁空氣式轉轄器轉換裝置を設置せむとする軌道保安裝置設置の件は昭和十五年十月二日監

第二、四九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 軌道假設物使用期限延期認可

大阪市申請に係る都島守口線中一部假線（城北運河架橋、タカ）

使用期限は昭和十五年五月三十一日迄の處、城北運河橋梁架設工

事は時局の影響を受け竣工遅延の已むなきに立到りたるため、假線を尙引續き昭和十五年八月三十日迄使用せむとする軌道假設物使用期限延期の件は昭和十五年十月七日監第二、六七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

神戸市營第二期第四號線工事方法變更認可

神戸市申請に係る須磨線、高松線、尻池線の一部に於ける軌條は磨損甚しく、一般交通に支障ある爲、特種軌條並枕木の取替を

爲し、磨損軌條は中古品を以て切継補修をなし、軌道表面鋪装を花崗石、板石鋪装に變更せむとする軌道工事方法變更の件は昭和十五年九月十九日監第二三八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る車輛増加（昭和十四年十二月

二十三日監第四、〇一二號認可車輛三十輛新造）に伴ひ之から收容設備を充實せむとし、尼崎車庫内に側線を増設し、之に伴ひ傳法線路中心間隔を一部變更せむとする軌道工事方法變更の件は昭和十五年十月一日監第二、四九二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 軌道假設物使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る本線、夙川橋梁附近線路工事方法一部並香櫞園停留場設備變更工事に伴ひ假設物使用期限は、

昭和十五年三月二十四日迄の處時局の影響を受け、尙當分着手不可能なるに依り向ふ一ヶ年（昭和十六年三月二十四日迄）延期せむとする軌道假設物使用期限延期の件は昭和十五年九月十九日監

第二、三七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 神戸線工事方法變更並假設工事認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る三菱電氣株式會社より委託に

依る新設工場引込線と阪急神戸線とを立體交叉せむる爲跨線橋を新設し、之に伴ひ橋梁假設工事をせむとする神戸線工事方法變更並假設工事の件は假設物使用期限を昭和十六年三月三十一日迄とし、昭和十五年十月七日監第二、六一五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 軌道假設物使用期限延期認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線住吉川附近（線路杆上）

假設物使用期限は昭和十五年三月二十八日迄の處、復興工事施行に關し内務省災害復興計畫並地元區劃整理組合との關係等、目下交渉中にて近く決定の見込に付、更に一ヶ年（昭和十六年三月二十八日迄）延期せむとする假設物使用期限延期の件は昭和十五年十月二日監第二、四六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

東邦電力、和歌山電氣 軌道 軌道讓渡許可

東邦電力株式會社、和歌山電氣軌道株式會社（發起人平松憲夫

外六名）申請に係る軌道讓渡の件は、東邦電力株式會社は元合同電氣株式會社の合併に依り三重、和歌山、兩縣下に於ける軌道事業を經營する處となりたるも時局下社會狀勢は斯る副業的營業狀態を許さず、事業の統制改善を必要とするに至りたるを以て三重

岡山縣

岡山電氣 軌道 橋梁工事方法變更認可

岡山電氣軌道株式會社申請に伴ふ内山下線中の西川に架設（府

縣道岡山停車場線岡山上西川町地内）の橋梁は架設以來多年の年月を経過し、底部の腐蝕甚敷き爲、之を架換工事をせむとする軌道橋梁工事方法變更の件は昭和十五年十月七日監第二、六七七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛媛縣

伊豫鐵道電氣 西堀端間工事方法變更認可

伊豫鐵道電氣株式會社申請に係る併用軌道線路札ノ辻、西堀端

兩停留場區間は明治四十一年舊道路幅員に依り中央に建設せしものなれども、過般愛媛縣に於て道路改修に依り東側に幅員を擴大の爲在來軌道中心線は道路西人家側に偏し、從つて人家側は一般交通量も多き爲、電車運轉上に支障する場合も亦尠からず、且又現在軌道は西堀端停留場複線部分を境として北部と中心線を異に

縣下の軌道事業を神都交通株式會社に譲渡し、今更に和歌山縣下の軌道事業を和歌山軌道株式會社に譲渡（軌道延長一六、〇九糎）の件は、十月十二日監第二、〇〇五號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。尙本許可の效力は新設會社成立に伴ふものとす。

して居り、將來單線を複線に改良する如き場合、南北軌道中心線を一致さす爲には當然中心線の移動を要す可く、尙該區間は愛媛縣に於て本年度（十五年）中に道路鋪装の計畫有り、之に伴ひ軌道線路部分の鋪装を要するものに付き、兼め線路中心線を移動し、曲線部を直線に改良且電車運轉の安全を計らむとするの件は九月十八日監第二、二八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

高知縣

土佐電氣 橋梁工事方法變更認可

土佐電氣株式會社申請に係る該軌道中左記箇所の橋梁（（一）

機橋線中播磨屋橋起點〇、六六八杆架設三ノ橋一、同起點一、八五〇架設四ノ橋一、同起點一、八五〇架設五ノ橋一、伊野線中堀詰起點五、六五三架設、宮ノ前東橋）は檜桁使用にて腐朽更換の時期に達し、交通上危險に付、混凝土橋體に變更改築せむとするの件は十月一日監第二、五一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡縣 九州電氣 車輛設計變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る該會社所屬車輛五十六輛（發動客車）の救助器を「ロツクフェンダー」に改造せむとするの件

は八月七日監第一、九四二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

九州電氣軌道 軌道工事方法變更、軌條更換工事認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る小倉、戸畠間併用軌道の内戸畠停留場四、一二米四〇の區間に於ける四六疊溝型軌條を四五疊丁型軌條に變更し、併て既設敷石を改修し、電車運轉の安全を期せむとするの件は九月十九日監第二、四二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

九州電氣 車輛設計變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る該社沿線は今次事變以來各種工場の擴張に依り乗客激増の爲、之が取扱上種々の不便により既認可車輛二十輛（電動客車自一三八號至一五七號）の車體の一部設計を變更せむとするの件は十月二日監第二、四四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

